

憲法しんぶん 速報版
発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）
Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2023年9月14日(木)
NO. 1409号
本号3頁

最高裁 「内閣に召集義務」判決、「損害賠償」は棄却!

立憲民主や共産などの野党の国会議員ら6人が、安倍内閣が2017年、臨時国会の召集要求に約3カ月応じなかったのは違憲だとして国に損害賠償を求めた3件の訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷（長嶺安政裁判長）は12日、原告側の上告を棄却しました。いずれも原告側が敗訴した高裁・高裁支部判決が確定しました。5人の裁判官のうち、行政法学者出身の宇賀克也裁判官は反対意見を付けました。

憲法53条は衆参いずれかの4分の1以上の議員が要求すれば、内閣は臨時国会召集を決定しなければいけないと定めています。最高裁が53条について判断を示したのは初めてです。

憲法53条は「内閣は臨時国会の召集を決定できる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員の要求があれば、内閣は召集を決定しなければいけない」と定めています。召集までの期限について具体的な規定はなく、政府は「合理的期間内」に召集を決定することが義務と解釈しています。現行憲法下では計40回の召集要求があり、佐藤栄作政権時の1970年には、召集まで歴代最長の176日間を要しました。

判決は「召集要求がされた場合、内閣が召集決定をする義務を負う」とした上で「個々の国会議員の権利を保障したものではない」と指摘。個人の損害救済を図る国家賠償法の適用対象ではないとし、安倍内閣の対応の違憲性を判断せずに訴えを退けました。

◆「20日間」明示、「議員の利益の侵害」主張の裁判官も

宇賀裁判官は要求から召集までの合理的期間を「20日以内」と具体的に示し「臨時国会での審議を妨げられるのは議員の利益の侵害」と主張。安倍内閣の対応は「特段の事情がない限り違法」として賠償命令が相当とする意見を付けました。

野党議員らは17年6月22日、森友学園や加計学園を巡る疑惑追及のため、臨時国会の召集を要求。請求議員数は衆参とも必要な人数を超えていましたが、安倍内閣が召集したのは98日後で、冒頭で衆院を解散しました。議員らは臨時国会で質疑や討論をする権利を違法に侵害されたとし、東京、岡山、那覇の3地裁に提訴しました。

二審で福岡高裁那覇支部と広島高裁岡山支部は「合理的期間内の召集決定は憲法上の義務」と示し、要求に応じないことは「違憲の余地がある」との一審の判断をそれぞれ支持しました。しかし、3訴訟とも国家賠償法の救済対象外として訴えを退けていました。

野党の臨時国会の召集要求を2次安倍政権以降は特に顕著

一、二審に続き最高裁も、重大な憲法問題から目をそむけました。憲法53条で臨時国会の召集を内閣の義務と定めているのに、政府がその義務を迅速に果たさない事態を、このまま常態化させていいわけがありません。

野党の臨時国会の召集要求が放置された例は以前からあったが、第2次安倍政権以降は特に顕著です。2015年9月に成立した安全保障関連法の運用などを巡って野党が召集要求した際は、応じないまま

通常国会を迎えました。2021年に80日間応じなかった菅政権は「憲法に召集時期の規定はない」などと反論し、召集の遅れを正当化しました。

53条を巡り、自民党は野党時代の12年にまとめた改憲草案で「要求から20日以内の召集」を義務づける内容を盛り込んでいます。にもかかわらず、昨年秋に立憲民主や日本維新の会など5党が衆院に共同提出した同じ内容の国会法改正案には、まったく審議に応じる姿勢を見せていません。

「数の支配」が生じやすい国会で、53条は少数派の意見を尊重する重要な規定です。さまざまな国民を代表する国会議員たちの論戦の足場が失われることを放置すれば、53条の死文化にとどまらず、民主主義、立憲主義の劣化をも引き起こします。最高裁には「憲法の番人」として、この危機的な状況に正面から向き合った判決をだすべきだったのではないのでしょうか。

2021年7月 憲法53条に基づく臨時国会召集要求を政府無視し開催せず!!

2021年7月16日、憲法第53条後段の規定に基づく、衆議院議員136人の賛同議員の名簿を添えた臨時国会の召集決定を求める要求書が衆議院議長を経て内閣に提出されました。当時の加藤勝信内閣官房長官は9月1日の記者会見で、臨時国会召集の可能性を否定しなかったものの、「召集時期については（憲法で）触れられておらず、内閣に委ねられている」と述べました。

憲法第53条後段は、臨時国会について「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と定めています。召集の具体的な期限及びその会期は明文で定められていませんが、国会の会期について立法府の少数派の意思を尊重し、立法府による行政監視機能を全うさせる同条後段の趣旨に照らせば、内閣には、臨時国会を合理的期間内に召集する義務があるといえ、これを徒過して召集を遅延することは憲法違反となります。

那覇・岡山地裁判決 「臨時会を召集する法的義務がある」等と判決

2020年6月10日の那覇地裁判決は「憲法第53条後段に基づく内閣の臨時会の召集については「単なる政治的義務と解されるものではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務と考えられる」「召集の要求がされてから合理的期間内に臨時会を召集する義務があると解される」として、合理的期間内での召集が内閣の法的義務であると認めました。また、2020年4月13日の岡山地裁判決も、憲法第53条後段に基づく召集要求がされた後、内閣には「召集手続等を行うために通例必要な合理的期間内に臨時会を召集する法的義務があるものと考えられる」と同旨の判示をしています。

衆議院解散の場合、選挙の日から30日以内（憲法第54条第1項）、衆議院議員の任期満了や参議院の通常選挙の場合も、その任期満了あるいは任期が始まる日から30日以内（国会法第2条の3）での国会召集が定められ、選挙によって議員が入れ替わる場合でも30日以内の召集が義務づけられています。しかし、臨時国会は召集されませんでした。明らかに憲法違反であるといわざるを得ません。

臨時国会を召集しないことは、内閣に対する国会の監視機能を損ない、憲法の定める三権分立に違反するものです。安倍内閣においても2015年、2017年に同様の事態が起きています。このような事態の常態化により憲法規範の空洞化が進むことは、立憲主義の見地からも到底看過することはできません。

国会法等関係法を改正し、臨時国会召集の具体的期限等を定める規定を置くことを求められます。



(高橋信一)

2024 年度概算要求 自衛隊司令部地下化 新たに5施設

防衛省は2024年度概算要求で、自衛隊施設の司令部地下化について、航空自衛隊三沢基地（青森県）、入間基地（埼玉県）、小牧基地（愛知県）、小松基地（石川県）、春日基地（福岡県）の5施設を新たに対象にしたと明らかにしました。

概算要求は、5施設のほかに空自築城（ついき）基地（福岡県）、新田原（にゅうたばる）基地（宮崎県）、那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地、那覇病院（いずれも沖縄県）、陸自健軍駐屯地（熊本県）の6施設も2023年度予算に引き続き整備費を計上。合わせて11施設になります。概算要求は司令部の地下化等の経費として176億円を計上しました。

司令部の地下化は、安保3文書に基づく自衛隊施設の抗たん性（攻撃に耐え、基地を維持する能力）向上の一環。日本の国土が戦場になり、基地が攻撃対象になることを想定しています。

政府は、自衛隊基地や防衛省施設を核・生物・化学攻撃や、上空での核爆撃に伴う「電磁パルス」にも耐えられるよう、全国283地区で司令部の地下化や壁の強化などの「強靱化」を図る計画です。事業期間は10年に及び、前半の5年間だけで4兆円規模の予算を盛り込む予定で、巨額の予算が投じられる恐れがあります。

住民ら福島県内外の151人、汚染水放出差し止め提訴

開始された東京電力福島第1原発の汚染水（アルプス処理水）海洋放出をめぐる漁業者を含む福島県内外の住民151人が8日、放出の差し止めを国と東電に求める行政訴訟と民事訴訟を福島地方裁判所に起こしました。

住民は、国に対して昨年7月と今年5月に東電に行った特定原子力施設にかかわる実施計画の変更認可の無効を確認して認可を取り消し、使用前検査終了証交付を取り消すように、東電に対して汚染水の海洋放出の中止を求めています。

この日、福島市で原告や弁護団、支援者ら約100人が、提訴前と提訴後に集会を開きました。

原告弁護団の広田次男氏が裁判の意義について、北村賢二郎氏が訴状の内容について説明し、河合弘之氏が訴状を解説しました。

汚染水を故意に放出することは原発事故を引き起こした国と東電による「二重の加害」であり、漁業者の漁業行使権や人格権、県民らの「平穏に生活する権利」が侵害されるとしています。汚染者負担原則に違反し、放射性物質の海洋投棄を禁じたロンドン条約の1996年議定書などに違反すると指摘。福島県漁連と交わした約束を反故にするなど、手続き上も違法だとしています。

集会では原告が「震災を経験した私たちがこれ以上放射能汚染を広げるなど声を上げる責任がある」「倫理的、道徳的にただため、声を上げてなんとしても勝ちたい」とこもごも決意を語りました。

9・19 国会議員会館前行動 毎月19日行動



9月19日 火 18:30 ~ 衆議院第2議員会館前を中心に

戦争させない・9条増すな！ 桜がかり行動実行委員会 / 9条改憲 NO！ 全国市民アクション

<https://9条.org/>

ご案内

憲法違反の安保法制強行8年

『軍拡増税反対！ 辺野古新基地建設反対！ 南西諸島のミサイル配備反対！ 「殺傷武器」輸出反対！ 改憲発議反対！ マイナカード強制反対！ 暮らしをまもれ！』

9・19 国会議員会館前行動